

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	<p>沖縄の離島における旅館業用建物等の特別償却の延長 (国3)(法人税:義、所得税:外) (地5)(特別土地保有税:外)</p> <p style="text-align: right;">【新設・延長・拡充】</p>
2	要望の内容	<p>離島の地域内において、個人又は法人が旅館業の用に供する設備を新設又は増設した場合、当該新增設に係る建物及びその付属設備についての特別償却制度(建物・付属設備 8/100)の適用期限(平成 24 年 3 月 31 日)を 5 年間延長(平成 29 年 3 月 31 日まで)する。</p> <p>※取得価額: 1000 万円超</p> <p>また、宿泊施設、集会施設又はスポーツ施設を新增設した場合、当該施設の敷地の用に供する土地又はその取得に対して、特別土地保有税の非課税を要望する。</p>
3	担当部局	内閣府政策統括官(沖縄政策担当)付企画担当参事官室
4	評価実施時期	平成 23 年 9 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>平成 9 年度 制度創設</p> <p>平成 14 年度 適用期限 5 年延長</p> <p>平成 19 年度 適用期限 5 年延長</p>
6	適用又は延長期間	平成 24 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの 5 年間
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>沖縄県の離島の振興については、これまで沖縄振興計画等に基づき、各種基盤整備及び産業振興施策等を推進することにより、相応の成果を上げてきたが、離島の持つ地理的、自然条件等の不利性などから、本島との間には依然として格差が存在するほか、若年層の島外流出や高齢化の進行等により地域活力の低下が懸念されるなど、多くの課題を抱えている。</p> <p>離島における若者等の定住を促進し、地域の活性化を図るためには、産業を振興し、就業機会の確保と所得の向上を図る必要がある。離島地域は観光資源が豊富という利点を持ち合わせており、観光・リゾート産業は離島地域の自立的発展の先導的役割を担う産業として重要であることから、当該特例措置を講じることで離島地域における旅館業等の立地を促進する。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○沖縄振興特別措置法第 93 条 「離島の地域内において旅館業(中略)租税特別措置法で定めるところにより、特別償却を行うことができる。」</p> <p>○沖縄振興計画 第 3 章 振興施策の展開 8 離島・過疎地域の活性化による地域づくり 「離島・過疎地域については、それぞれの地域の持つ多様性や魅力を最大限に発揮した地域づくりを進めるとともに、雇用機会の拡大に向け、農林水産業や観光・リゾート産業をはじめとする産業の活性化を図る。」</p> <p>○新沖縄県離島振興計画</p>

		<p>第 3 章 振興施策の展開</p> <p>第 2 節 地域特性を生かした産業の振興</p> <p>「離島における若者等の定住を促進し、地域の活性化を図るためには、産業を振興し、就業機会の確保と所得の向上を図る必要がある。(中略)豊かな自然、独特な文化等を活用した個性ある観光・リゾート産業の振興(中略)を図るとともに、多様な就業機会の創出に努める。」</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策分野「沖縄政策」 政策「沖縄政策の推進」 施策「沖縄の離島の活性化」</p>
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>離島地域の自立的発展の先導的役割を担う観光・リゾート産業等の進行、若年層の就労の場の創出等による離島地域の活性化を図るため、離島地域における旅館業用建物等の立地を促進する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・離島地域の宿泊施設数(ホテル、旅館等) ・離島地域の施設収容人員数 <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本特例措置は、投資インセンティブをもたらすものであり、それにより離島地域における旅館業等の立地を促進し、就労の場を創出して、離島地域の活性化に寄与する。</p>
8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>過去の実績</p> <p>平成 20 年度 7 件 平成 21 年度 9 件 平成 22 年度 5 件 ※地方税の課税免除実績により推計</p> <p>将来の予測</p> <p>各年度 10 件</p> <p>② 減収額</p> <p>過去の実績</p> <p>平成 20 年度 27 百万円 平成 21 年度 19 百万円 平成 22 年度 56 百万円 ※地方税の課税免除実績により推計</p> <p>将来の予測</p> <p>各年度 45 百万円</p> <p>※特別土地保有税は、平成 15 年度以降、課税停止</p>

3	効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成14年度~23年度)	平成14年度から平成23年度までの間に、離島地域の宿泊施設数(ホテル、旅館等)とその収容人員数を483施設、21,609人から、690施設、34,358人としていたところ、平成21年度には974施設、35,305人となっている。
		宿泊施設数 収容人員数	
		当初値(平成14年度)	483 21,609
		目標値(平成23年度)	690 34,358
		差引	207 12,749
		実績値(平成21年度)	974 35,305
		増加数	491 13,696
		《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成14年度~23年度)	
			本措置制度により離島の旅館等の施設数、収容人員数は順調に増加していることから、本措置制度は、企業の進出等において不利な条件を抱える離島地域への民間企業の立地等の促進に向けた有効な手段である。
		《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成14年度~23年度)	
			延長等されない場合、企業が進出候補地を決定する際の重要な要件を失うこととなり、離島地域への進出に大きな影響があるものと考えられる。
		《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成14年度~平成23年度)	
			本措置制度により離島の旅館等の施設数、収容人員数は順調に増加していることから、本措置制度は、企業の進出等において不利な条件を抱える離島地域への民間企業の立地等の促進に向けた有効な手段である。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本特例措置は、課税の繰り延べであるので、減税額相当分を補助金として交付するよりも最終的な国の負担は少ない。また、課税の繰り延べによってキャッシュフローが確保されることにより、事業者の資金繰りの安定にも効果を発揮する。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除又は不均一課税に対する地方交付税による減収補填措置。国税により初期投資を軽減するとともに、沖縄県及び市町村による減税措置により多面的な支援措置により、インセンティブの効果を上げる。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

沖縄の離島における旅館業用建物等の特別償却制度に係る減収額の推計

※取得価額については、適用者数及び特別償却額は国税事務所から公表されていない。そのため、地方税の課税免除を受けた者が特別償却を適用されたと仮定し、その課税標準額を取得価額として減収額を推計した。

年度	市町村	個人				法人				合計			
		事業者数 a	取得価額 b	特別償却額 c=b×0.08	推計減収額 d=c×0.1	法人数 e	取得価額 f	特別償却額 g=f×0.08	推計減収額 h=g×0.3	事業者数 法人数 i=j+k	取得価額 l=j+f	特別償却額 k=g+p	推計減収額 l+h
H18	なし	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H19	茨城県	2	27,861	2,229	223	0	0	0	0	2	27,861	2,229	223
	計	2	27,861	2,229	223	0	0	0	0	2	27,861	2,229	223
H20	茨城県	4	52,697	4,216	422	1	301,666	24,133	2,362	5	354,363	28,349	2,724
	久米島町	0	0	0	0	2	820,388	65,631	6,564	2	820,388	65,631	6,564
	計	4	52,697	4,216	422	3	1,122,054	89,764	8,926	7	1,174,751	94,980	9,288
H21	茨城県	6	70,218	5,617	562	0	0	0	0	6	70,218	5,617	562
	久米島町	0	0	0	0	1	533,755	42,700	4,270	1	533,755	42,700	4,270
	渡嘉敷村	0	0	0	0	1	33,677	2,694	269	1	33,677	2,694	269
	与那国町	0	0	0	0	1	195,576	15,646	1,565	1	195,576	15,646	1,565
	計	6	70,218	5,617	562	3	763,000	61,040	6,134	6	833,728	66,657	6,657
H22	茨城県	0	0	0	0	2	2,292,318	183,385	18,339	2	2,292,318	183,385	18,339
	竹富町	0	0	0	0	3	36,630	2,930	293	3	36,630	2,930	293
	計	0	0	0	0	5	2,328,948	186,315	18,632	5	2,328,948	186,315	18,632
	合計	12	150,776	12,062	1,207	11	4,214,010	337,119	33,712	23	4,364,786	349,181	34,944

注1) 特別償却率は8/100 (c, g, h)
注2) 所得税率は、課税所得の額が95万円超330万円以下に適用される10/100 (d, h)
注3) 法人税率は30/100 (k, h)

- (1) 適用実績(H18~H22推計) **102,343**千円(23件)
- (2) 1件あたりの減収見込額 4,450千円(102,343千円÷23事業者)
- (3) 旅館業用建物等の特別償却制度に係る適用見込数(単年度) **10**施設(70施設÷7年=10施設)
※70施設は平成21年度から平成28年度までの増加目標
- (4) 年平均減収見込額 **44,500**千円(4,450千円×10施設)